

1 構成団体との連携

区分	従来から行っており、引き続き行うもの	新規に実施を試みるもの
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保部会での消費者安全の確保のための必要な情報交換及び取組に関する協議 ・毎月、メールによる高齢者等の消費者被害等に関する情報提供（*1） 	（対象者：構成団体） ①構成団体主催の取組を当センターで情報収集し広報するとともに、消費生活サポーター及び消費生活協力団体へ情報提供する。 ②構成団体内で実施する研究会等に当センター職員が出席し、情報提供及び意見交換を行う。 ③下表の⑨に、構成団体が同席の上、意見交換を行う。
		（対象者：市民） ④構成団体主催の取組に当センター職員が出席し、市民に対し、情報提供及び意見交換を行う。
構成団体に所属する団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体に所属する団体等から申し込みのあった消費生活出前講座の実施 	（対象者：構成団体に所属する団体等（団体に所属する個人を含む）） ⑤毎月、メールによる高齢者等の消費者被害等に関する情報提供（*2） ⑥構成団体に所属する団体等の研究会等に当センター職員が出席し、情報提供及び意見交換を行う。
		（対象者：市民） ⑦構成団体に所属する団体等が地域で行う集会等に当センター職員が出席し、市民に対し、情報提供及び意見交換を行う。

（*1） 情報提供の内容：消費生活出前講座の案内、消費生活サポーター及び消費生活協力団体養成講座の案内、最近の相談事例などを記載した消費者被害防止に係るチラシなど

（*2） 広島市障害者基幹相談支援センター、広島市地域包括支援センター、広島市民生委員児童委員協議会、広島消費者協会、生活協同組合ひろしま、広島市社会福祉協議会においては実施済み

2 消費生活サポーター及び消費生活協力団体との連携

区分	従来から行っており、引き続き行うもの	新規に実施を試みるもの
消費生活サポーター及び消費生活協力団体	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、メールによる高齢者等の消費者被害に関する情報提供（*1） 	⑧高齢者等を消費者被害から守ることを目的とした見守り活動を把握するための実態調査（アンケート）を行う。 ⑨当センターが見守り活動に関する研修会等を主催し、見守り活動者向けハンドブックの活用方法や相談事例の紹介などの学習機会を設ける。 ⑩上表の⑦に該当する地域の消費生活サポーターや消費生活協力団体が同席し、意見交換を行う。

3 1及び2の実施のために構成団体と検討したい項目

- （1） 構成団体主催の取組や構成団体内の研究会等の実施に関する当センターへの情報提供（関連項目：①、②、④、⑥、⑦）
- （2） 構成団体に所属する団体等へ当センターからの情報提供メールの共有（関連項目：⑤）
- （3） ⑨の研修会等への同席（関連項目：③）